平成２２年（フ）第１２９３号
横浜市緑区中山町840番地６
債務者　大内由美子（旧姓関野）
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０２号
横浜市磯子区中浜町７番16号　リバティーコート102号
債務者　佐藤　一憲
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６６号
横浜市青葉区市ケ尾町1161番地11　サンシャインヒルズ101号
債務者　中尾　英俊
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７１号
神奈川県大和市西鶴間１丁目１番11号　エムズ南林間212号
債務者　香川　麻美（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７８号
横浜市港北区師岡町262番地３　ハイラーク大倉山２ｎｄ－ｗｉｎｇ101
債務者　小谷部英樹
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８３号
神奈川県大和市深見451番地１　ライフメイト小林203号
債務者　須貝　雄一
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８４号
神奈川県大和市深見451番地１　ライフメイト小林203号
債務者　須貝　則江
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目12番38号　ベルメゾン東寺尾103
債務者　手塚　雅彦
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目39番５号　サンパレスフチノベ202
債務者　林　　泉
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２００号
相模原市緑区太井336番地86
債務者　小林みちよ
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０５号
相模原市南区新戸2497番地２　ファミールＭＡⅢ101
債務者　黄金井　敦
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４３号
相模原市中央区由野台２丁目30番２号　エトス由野台105
債務者　岩﨑　　幹（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４８号
相模原市南区東林間６丁目21番12号
債務者　原　智恵子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５４号
神奈川県座間市相模が丘３丁目41番12号　ジョイコーポ座間Ａ102号
債務者　新津　征一
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５５号
相模原市中央区田名7363番地18　コーポつくしⅡ201
債務者　佐藤　由美（旧姓下村）
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部